

	労働者災害補償保険法	雇用保険法	国民年金法	厚生年金保険法
支給事由	保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき	失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるとき	年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき	保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき
請求権者	受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた次の者のうちの最先順位者 ① 配偶者(事実婚含む) ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹	同左	受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた次の者のうちの最先順位者 ① 配偶者(事実婚含む) ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ ①～⑥以外の3親等内の親族	同左
(例外)	死亡した者が遺族(補償)年金の受給権者であったときは、当該遺族(補償)年金を受けることができる他の遺族のうちの最先順位者が請求することができる	-	死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時、当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、未支給の遺族基礎年金の支給を請求できる子とみなされる	死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であったときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた被保険者又は被保険者であった者の子であって、その妻の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものも、未支給の保険給付の支給を請求できる子とみなされる
請求	自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる  死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、自己の名で、その保険給付を請求することができる	自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる	自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる  死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、自己の名で、その年金を請求することができる	自己の名で、その未支給の保障給付の支給を請求することができる  死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、自己の名で、その保険給付を請求することができる
同順位者が2人以上あるとき	その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす	同左	同左	同左